

令和 4 年 3 月 30 日

令和 4 年度のヒアリ対策（案）

1. 基本方針

令和元年 10 月 21 日ヒアリ関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き東京港、名古屋港及び大阪港で確認された複数の女王アリを含む大規模な集団への対応および全国における水際対策を徹底し、さらに外来生物法の改正による規制の強化及び関連指針や基準等の策定を通じ、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

※新型コロナウイルス緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置下においても、ヒアリ対策に関しては、国民生活を守る上で重要性を踏まえ、新型コロナウイルス罹患や感染拡大のリスクが生じないよう細心の注意を払った上で、関係者の協力を得て対応する。

2. 法的規制の強化（環境省、農水省）

第 208 回通常国会において、外来生物法の改正を予定。外来生物法の改正法案においては、特定外来生物全般に対して立入権限や輸入品等の検査対象を拡充する（*）他、発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「要緊急対処特定外来生物」（ヒアリ類を想定）として指定し、通関後の検査や移動の禁止等にかかる枠組みを創設予定（*については令和 4 年夏頃施行予定。残りは令和 5 年春頃施行予定）

3. 水際等における調査及び防除の徹底

○港湾調査の実施（環境省、国交省）

- ・中国等と定期コンテナ航路を有する全国 65 港湾を対象に年 2 回実施。特にヒアリの侵入の可能性が高い 14 港湾（外貨コンテナ取扱量の多い 10 港湾及びその他過去にヒアリが確認された 4 港湾）において、自治体や港湾管理者が実施する調査及び下記の調査等と連携しながら、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。
- ・実情調査を踏まえ、関係者との連携及びモニタリング強化を目的にモデル港の取組を実施。

○空港調査の実施（国交省、環境省）

- ・国際線が定期的に就航する全国 9 空港を対象に年 2 回以上実施。特に貨物取扱量（国際）の多い 3 空港において、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。
- ・その他の空港は国際線の就航実績に応じて実施
- ・貨物取扱量（国際）の多い 3 空港の周辺部において、ヒアリのモニタリングを実施

○植物防疫所におけるヒアリ調査の実施（農水省）

- ・輸入植物検査時に荷口の日視調査を実施
- ・ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼への対応を実施

○大規模な集団への対応(東京港青海ふ頭、名古屋港飛島ふ頭、大阪港咲洲及び各周辺地域) (環境省)

※東京港は、昨年7月にコンテナヤード内で無翅女王1匹が確認され、潜在的な拡散リスクが残っている可能性があることから4シーズン目となる調査を実施。

- ・港湾地域及び周辺において、生息リスクの高い場所を中心に可能な限り面的にヒアリ確認調査を実施
- ・春季は5月から順次調査に着手。秋季にも同様の調査を実施
- ・自治体等が実施する各管理施設等での調査と連携して実施
- ・港湾関係者、関係事業者等への注意喚起を実施。さらに関係自治体を通じた住民、利用者への注意喚起を実施

○ヒアリ確認地点での防除 (環境省、国交省)

- ・発見個体はすべて殺虫処分し、確認地点の周辺2kmにおいて確認調査を実施
- ・周辺2kmの調査はフォローアップとして確認の年から3シーズン目まで実施

4. 関係機関・関係者との連携体制の強化

○ヒアリ類の対処指針の策定 (環境省、国交省、経産省その他省庁)

- ・外来生物法の改正に関連した、ヒアリ類発見時の通報体制の整備やヒアリ類の営巣を防止するための対策などの事業者が取るべき措置について整理したヒアリ類の対処指針を関係者や関係省庁と調整しながら策定予定。

■ (参考) ヒアリ類の対処指針で定める事項

- 一 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡散の防止のための取組に関する事項 (次号に掲げるものを除く。)
- 二 要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者 (当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。) がとるべき措置に関する事項
- 三 その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する事項

○ヒアリ類の消毒基準の策定 (環境省)

- ・外来生物法の改正に関連した、ヒアリ確認時の消毒方法を示した消毒基準を関係者と調整しながら策定予定。

○内陸部等におけるヒアリ確認時の対応の考え方の整理 (環境省)

- ・令和2年5月8日開催の関係省庁会議で確認した「ヒアリ定着阻止のための調査・防除の円滑化について」も踏まえて、より市街地に近い港湾や内陸部の地域等でヒアリが確認された場合の関係機関における対応の考え方を整理し、関係機関等へ周知。

○水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した情報共有と連携強化 (国交省)

- ・水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用し、ヒアリ対策の関係者による情報共有の場を設けて連携強化を推進

○輸入事業者等向け協力依頼（国交省、農水省、経産省、財務省、国税庁）

- ・コンテナの輸入時の注意事項等について周知し、コンテナや荷物の他、コンテナの移送先や保管場所等の土地や施設の点検や管理に関する協力を依頼
- ・侵入元対策の必要性や技術情報等について、専門家からの最新の提案を踏まえ情報提供を実施

○船会社等への協力依頼（国交省）

- ・ヒアリが生息する国から我が国に寄港している国内外の主な船会社等に対し、ヒアリに関する情報収集を依頼

5. 新規技術による対策の強化

○新規技術の導入や関係者との協力による水際対策の強化（国交省、環境省）

- ・効果的な除草や簡易な舗装面の補修技術の導入等による港湾管理の向上
- ・ヒアリ探知犬や画像判定技術等の技術導入による調査の効率・効果の向上
- ・人材育成や役割分担を通じた体制の強化

6. 侵入元への対策

○関係者と協力した侵入予防対策（環境省、国交省、農水省、経産省、国税庁）

- ・中国との連携・協議を継続
- ・日中韓三カ国環境大臣会合、日中韓生物多様性政策対話、生物多様性条約等の枠組みを活用した国際連携の強化
- ・わさび成分やワンプッシュ製剤等の新規技術の検討と事業者による導入の促進

7. 情報発信及び普及啓発

○国民への情報発信（全省庁）

- ・ヒアリ相談ダイヤルやチャットボット、HP 等を通じ常時正確な情報を提供
- ・地方公共団体等と連携して適時・適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る

○関係者へのヒアリ講習会開催（環境省）

- ・自治体及びヒアリに実際に接する可能性のある施設管理者、物流や通関等の事業者等に対して、基礎知識及び具体的対処技術について学ぶ講習会を開催。開催にあたっては関係府省庁と連携して周知を図る。

○消防関係機関・医療関係機関への注意喚起（消防庁、厚労省）

- ・都道府県の関係部局、消防関係機関及び日本医師会等の医療関係機関に対して、ヒアリに刺された場合の傷病者に対する適切な対応や留意事項について周知を図る。